別表六の二(十八)付表の表中

平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・
平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・

を

・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
・　・	・　・	・　・	・　・	・　・

に改める。

別表六の二(十九)の表中

個別帰属額基準額 (2)×$\frac{20}{100}$－(別表六の二(九)「8」＋「17」)－(別表六の二(十八)「8」)	7

を

個別帰属額基準額 (2)×$\frac{20}{100}$－(別表六の二(十)「8」)－(別表六の二(十八)「8」)

7	個別帰属額基準額 (2)×$\frac{20}{100}$－(別表六の二(九)「8」＋「17」)－(別表六の二(十八)「8」)	
	個別帰属額基準額の残額 ((14)又は((14)－(9)))－(別表六の二(九)「25」)－(別表六の二(十八)「16」)	

を

個別帰属額基準額 (2)×$\frac{20}{100}$－(別表六の二(十)「8」)－(別表六の二(十八)「8」)
個別帰属額基準額の残額 ((14)又は((14)－(9)))－(別表六の二(十)「16」)－(別表六の二(十八)「16」)

に、

連結

所得の金額
(別表四の二「55の①」)

を

連結所得の金額 (別表四の二「56の①」)

に、

総調整前連結 (24)×$\frac{20}{100}$－(別表六の二(九)「35」＋

税額基準額 「39」)－(別表六の二(十八)「25」)	25

を

総調整前連結税額基準額 (24)×$\frac{20}{100}$－(別表六の二(十)「25」)－(別表六の二(十八)「25」)	25

に、

調整前連結税額超過 (別表六の二(二十四)「7の㉓」)

総調整前連結税額基準額 (24)×$\frac{20}{100}$－(別表六の二(九)「35」＋「39」)－(別表六の二(十八)「25」)
総調整前連結税額基準額の残額 ((29)又は((29)－(26)))－(別表六の二(九)「45」)－(別表六の二(十八)「32」)

繰越税額控除可能額の合計額	連結事業年度	平　・　・ 平　・　・ (各連結法人の(40の①)の合計)
		平　・　・ 平　・　・ (各連結法人の(40の②)の合計)
	合計	

を

総
総 (29)

繰越税額控除可能額の合計額

構成額

を

調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十五)「7の㉑」)

に、